

令和5年度版

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

融資のご案内

Support
your
Business

融資の特徴

事業を営む
ほとんどの方が
ご利用いただけます。

無担保・無保証人
での融資もお取り扱い
しています。

新たに事業を
始める方も
ご利用いただけます。

長期のご返済で、
お利息は
固定金利です。

※業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます。

日本政策金融公庫 国民生活事業の事業資金融資

ご利用いただける方		融資制度		融資限度額		ご返済期間				
				無担保融資(注1) (担保を不要とする融資) 税務申告を2期以上行っている方	有担保融資	設備資金	運転資金			
一般貸付 事業を営むほとんどの業種の方		一般貸付(注2)		4,800万円	4,800万円 特定設備資金 7,200万円	10年以内 20年以内	7年以内 —			
特別貸付	新たに事業を始める方・事業開始後おおむね7年以内の方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 (女性または35歳未満か55歳以上の方) (廃業歴等がある方) (中小会計を適用する方)	新企業育成貸付	新規開業資金 (女性、若者/シニア起業家支援関連) (再挑戦支援関連) (中小企業経営力強化関連)	4,800万円	7,200万円(注4) (うち運転資金4,800万円)	7年以内			
	新事業活動に取り組む方	経営多角化、事業転換により、第二創業を図る方など	企業活力強化貸付	新事業活動促進資金			15年以内			
	事業拡大・生産性向上を図る方	卸・小売業、食品関係等の製造小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業(注3)を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など 観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを行う方	企業活力強化貸付	企業活力強化資金 観光産業等生産性向上資金 事業承継・集約・活性化支援資金			20年以内			
	事業承継・M&Aに取り組む方	事業承継等に際して、株式や事業用資産を取得する方など	企業活力強化貸付	事業承継・集約・活性化支援資金			7年以内(注5)			
	社会的課題の解決を目的とした事業を営む方	NPO法人や、保育・介護サービスを営む方、または社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	企業活力強化貸付	ソーシャルビジネス支援資金						
	海外展開を図る方	海外への直接投資・販売強化、海外企業への生産委託に取り組む方	企業活力強化貸付	海外展開・事業再編資金						
	環境対策の促進を図る方	非化石エネルギー設備やグリーン転換フォーメーションに必要な設備を導入する方など	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金						
	一時的に業況が悪化している方	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に業況が悪化している方 取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方	セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金 取引企業倒産対応資金			4,800万円 3,000万円(注4)	15年以内 —	8年以内	
	事業の再建を図る方	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方	企業再生貸付	企業再建資金			4,800万円	7,200万円(注4) (うち運転資金4,800万円)	20年以内	15年以内(注6)
	財務体質の強化を図る方	スタートアップや新事業展開・海外展開・事業再生に取り組む方など	資本性ローン(挑戦支援資本強化特別貸付)(注7)				7,200万円(注4)	—	5年1ヵ月以上20年以内 (期限一括返済、利息は毎月払)	
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方	生活衛生関係の事業を営む方	一般貸付(生活衛生貸付)	設備資金	4,800万円	7,200万円~4億8,000万円 (業種によって異なります。)	13年以内 (業種またはお使いみちによって異なります。)	—		
	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員で、生活衛生関係の事業を営む方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員で、生活衛生関係の事業を営む方	振興事業貸付	設備資金		1億5,000万円~7億2,000万円 (業種によって異なります。)	20年以内 (お使いみちによって異なります。)	—		
			振興事業貸付	運転資金		5,700万円	—	7年以内		

(注1) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。
(注2) 一般貸付について、表中のご返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は、お近くの支店へお問い合わせください。
(注3) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等に該当する方等に限り、適用されます。
(注4) ソーシャルビジネス支援資金、事業承継・集約・活性化支援資金、取引企業倒産対応資金、企業再生資金、挑戦支援資本強化特別貸付は、他の融資制度の残高にかかわらず別枠でご利用いただけます。

(注5) 事業承継・集約・活性化支援資金は、既往の公庫融資の借換を含む場合8年以内、海外展開・事業再編資金は、一定の要件に該当する場合は10年以内になります。
(注6) 一定の要件に該当する場合は、20年以内になります。
(注7) ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じた利率(0.50~4.65%、いずれも年利)が適用されます。
(注8) 生活衛生貸付については、クリーニング取次業に業態転換した方のうち一定の要件に該当する方も対象となります。ただし一般貸付(生活衛生貸付)および振興事業貸付の融資限度額は4,800万円です。

災害等の影響を受けた方

	ご利用いただける方	融資制度	融資限度額	ご返済期間
新型コロナウイルス関連	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方	新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	設備資金：20年以内 運転資金：20年以内
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方で、スタートアップや事業再生に取り組む方、今後の事業拡大に向け新たな設備投資を実施する方など	新型コロナ対策資本性劣後ローン (注1)(注2)	別枠 7,200万円	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか (期限一括返済、利息は毎月払)
災害関連	令和2年7月豪雨により直接被害または間接被害を受けた方	令和2年7月豪雨特別貸付	6,000万円 (各種融資制度に上乗せ)	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 (注3)
	令和2年7月豪雨によりその他被害を受けた方		別枠 4,800万円 (注4)	
	東日本大震災により直接被害または間接被害を受けた方	東日本大震災復興特別貸付	6,000万円 (各種融資制度に上乗せ)	
	東日本大震災によりその他被害を受けた方		別枠 4,800万円 (注4)	

(注1) 当初3年間の利率は0.50%となります。4年目以降は、1年ごとに、直近決算の業績に応じた利率(0.50~2.95%、いずれも年利)が適用されます。
 (注2) 本制度によるご融資については、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます。
 (注3) 直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定めるご返済期間が本制度のご返済期間より長い場合、当該ご返済期間が適用されます。
 (注4) 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方は、別枠5,700万円(運転資金のみ)となります。

商工会議所・商工会・生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方

	融資制度	融資限度額	ご返済期間	融資制度の特徴
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	2,000万円 (注1)	設備資金：10年以内 運転資金：7年以内 (注2)	無担保・無保証人
	生活衛生改善貸付			

(注1) 新型コロナウイルス感染症や災害の影響を受け、一定の要件に該当する方は、2,000万円+別枠1,000万円となります。
 (注2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の要件に該当する方は、別枠1,000万円の部分については運転資金・設備資金ともに20年以内となります。

併用できる融資制度(注1)

ご利用いただける方	融資制度	融資限度額	融資制度の特徴
新たに事業を始める方または事業開始後 税務申告を2期終えていない方	新創業融資制度(注2)	3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	無担保・無保証人(注3)
	創業支援貸付利率特例制度		各種融資制度に定める利率から 0.65%低減 (注4)
付加価値額の向上が見込まれる設備投資 を行う方	設備資金貸付利率特例制度	各種融資制度に定める 融資限度額	各種融資制度に定める利率から 0.5%低減 (当初2年間)
一定の要件を満たし、経営状況等から 借入返済が可能と見込まれる法人の方	経営者保証免除特例制度		経営者の保証を免除 (適用する融資制度の利率に 0.2%上乗せ)(注5)

(注1) ご利用いただく融資制度によっては、併用できない場合がございます。
 (注2) 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当する必要があります。
 (注3) 法人のお客さまが希望される場合は、代表者が連帯保証人となることも可能です。その場合は各種融資制度に定める利率から0.1%低減されます。
 (注4) 雇用の拡大を図る場合は、各種融資制度に定める利率から0.9%低減となります。
 (注5) 一定の要件に該当する方は、「上乗せなし」または「0.1%上乗せ」となります。

各種融資制度について詳しく知りたい方は、
右の二次元コードからご確認ください。

融資制度の一覧
から探したい



事業内容や利用目的
から探したい



(注) 1 各種融資制度には元金返済の据置期間を設けることも可能です。
 2 各種融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当する必要があります。
 3 ご不明な点がある場合は、お近くの支店へお問い合わせください。
 4 内容は令和5年4月1日時点のものです。

ご利用の手続き

ご相談

- 融資制度、お申込手続きなどのお問い合わせはお電話にて承っております。お気軽にお電話ください。 ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

事業資金相談ダイヤル



行こうよ！ 公庫

0120-154-505

※音声ガイダンスの後に「1」を選択してください。
※受付時間は、平日9:00～19:00となります（国民生活事業）。

▼予約相談はこちら



- 支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。（オンラインでのご相談も承っております。）

お申込

- お申込はインターネット申込をご利用ください。

〈インターネット申込のポイント〉

▼インターネット申込はこちら

インターネット上で
完結します

来店・郵送に比べ
スピーディーに完結します

24時間365日
いつでもお手続き可能です



〈お申込に必要な書類（電子データ）〉

個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。）
	<input type="checkbox"/> 最近の試算表（決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の場合	<input type="checkbox"/> 見積書
はじめてご利用 になる方	<input type="checkbox"/> 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方）
	<input type="checkbox"/> 企業概要書 ※創業計画書をご提出いただく場合、企業概要書の提出は不要です。
	<input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方）
	<input type="checkbox"/> お客さま（法人の場合は代表者の方）の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）
	<input type="checkbox"/> 許認可証（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）

※ExcelやPDF等の電子データをご準備ください。創業計画書や企業概要書などの各種書式はホームページからダウンロードいただけます。

※ご郵送によるお申込手続きをご希望の方は、上記書類とあわせて「借入申込書（国民生活事業用）」をご提出ください。

※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を申込される方は、上記書類とあわせて「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」をご提出ください。

ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。ご準備いただく書類は、営業状況（計画）や資産・負債がわかる書類などです。
- 店舗や工場をお訪ねすることがございます。
- オンラインでのご面談も承っております。

ご融資

- ご融資の決定後、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。

ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。

（注）1 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）、生活衛生改善貸付をはじめ、各種融資制度によっては手続きや添付していただく書類が異なる場合がございます。

2 商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどでもご相談を承っております。

3 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

ご注意

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけたりする事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。



日本政策金融公庫は 事業を営むみなさまのための 政策金融機関です。

国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。国民生活事業では、小規模事業者や創業企業のみなさまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学・在学を応援する「国の教育ローン」や、恩給や共済年金などを担保とすること融資もお取り扱いしています。

教育資金のご融資（国の教育ローン）

ご利用いただける方		融資限度額	ご返済期間
ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が次表の金額以内の方		お子さまお1人につき 350万円	18年以内
お子さまの人数	世帯年収（所得）	※以下のいずれかの資金の場合 ・自宅外通学 ・修業年限5年以上の大学（昼間部） ・大学院 ・海外留学 お子さまお1人につき 450万円	
1人	790万円以内（600万円以内）		
2人	890万円以内（690万円以内）		
3人	990万円以内（790万円以内）		
4人	1,090万円以内（890万円以内）		
5人以上	コールセンターにお問い合わせください		

- (注) 1 「お子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無は問いません。
2 世帯年収（所得）には、世帯主のほか、配偶者などの収入（所得）も含まれます。
3 年収は源泉徴収票の「支払金額」欄、所得は確定申告書の「所得金額の合計」欄をご確認ください。
4 今年の世帯年収（所得）が、上表の金額以内となる見込みのある方（一定の要件に該当する方を含みます。）は、ご利用いただける場合がございます。
5 一定の要件については、ホームページをご確認いただくか、教育ローンコールセンターにお問い合わせください。
6 ご親族などでもご利用いただける場合がございます。
7 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

教育ローンコールセンター

ハローコール
0570-008656

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～19:00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

- ・「国の教育ローン」に関する様々なお問い合わせに、専門の担当者が丁寧にお答えします。
- ・ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656までおかけください。

恩給や共済年金などを担保とすること融資

ご利用いただける方	融資限度額	お使いみち
軍人恩給や援護年金などの支給を受けていて、恩給や共済年金を担保とすること融資を現在ご利用いただけていない方	250万円 (ただし、軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内になります。)	住宅などの資金や事業資金

- (注) 1 令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末をもって、軍人恩給や援護年金などを除き申込受付を終了しました。詳しくはホームページをご確認ください。
2 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

日本公庫ダイレクトでもっと便利に

日本政策金融公庫がインターネットで提供するサービスを無料でご利用いただける会員専用サイトです。各種おすすめ情報のメール配信、各種証明書の発行、お取引状況の確認などの様々なサービスをご利用いただけます。

※お取引状況によっては、一部のサービスがご利用いただけない場合がございます。

▼会員登録はこちら



LINE公式アカウントはじめました

経営の「プラス」になる情報をお届けします。ぜひ「友だち追加」をお願いします。



▼ LINE ID検索

@jfc_kokumin

▼友だち追加はこちら



■ 最寄りの支店

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

本誌に掲載されているコンテンツの無断転載・転用はお断りします。

(令和5年5月)